

第7回

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

平成30年1月26日

事業系ごみの減量

①事業系ごみとは

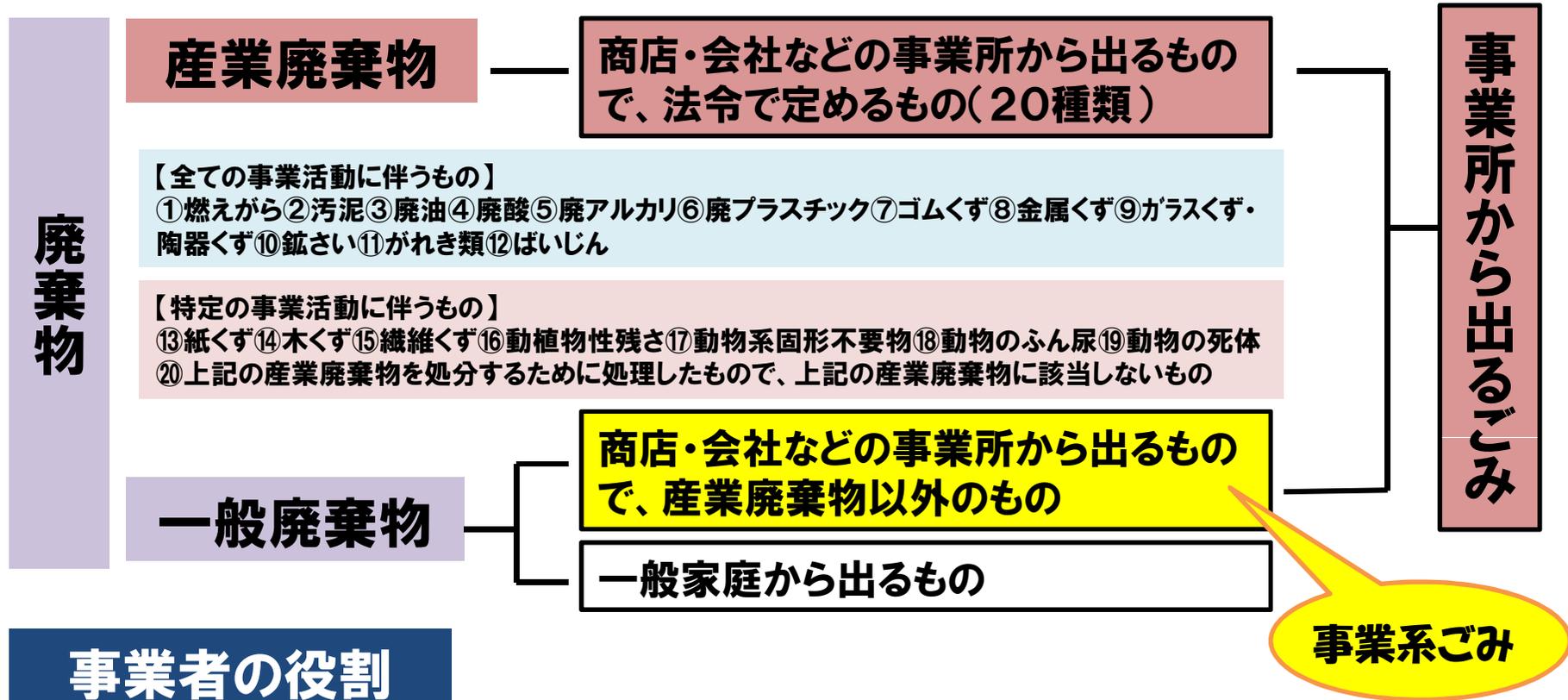
②舞鶴市における事業系ごみ

③自治体による事業系ごみ減量の取り組み

④事業者によるごみ減量・資源化の取組事例

⑤本市での今後の取り組み案

① 事業系ごみとは



廃棄物の処理及び清掃に関する法律において次のように定められています。

- 事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理すること
- 物の製造、加工、販売等に際して、製品等が廃棄物となった場合に適正な処理ができるような製品の開発を行うなど、適正な処理が困難にならないようにすること
- 廃棄物の減量その他適正な処理の確保などに関し、国や地方自治体の施策へ協力すること

②-1 舞鶴市における事業系ごみ

市で処理している(処理責任がある)事業系ごみ

■お店から出た厨芥類や紙類、敷地内の草木などの可燃ごみ(事業系一般廃棄物)

⇒事業用の指定ごみ袋に入れて自己搬入か一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼

市で処理できない事業系ごみ

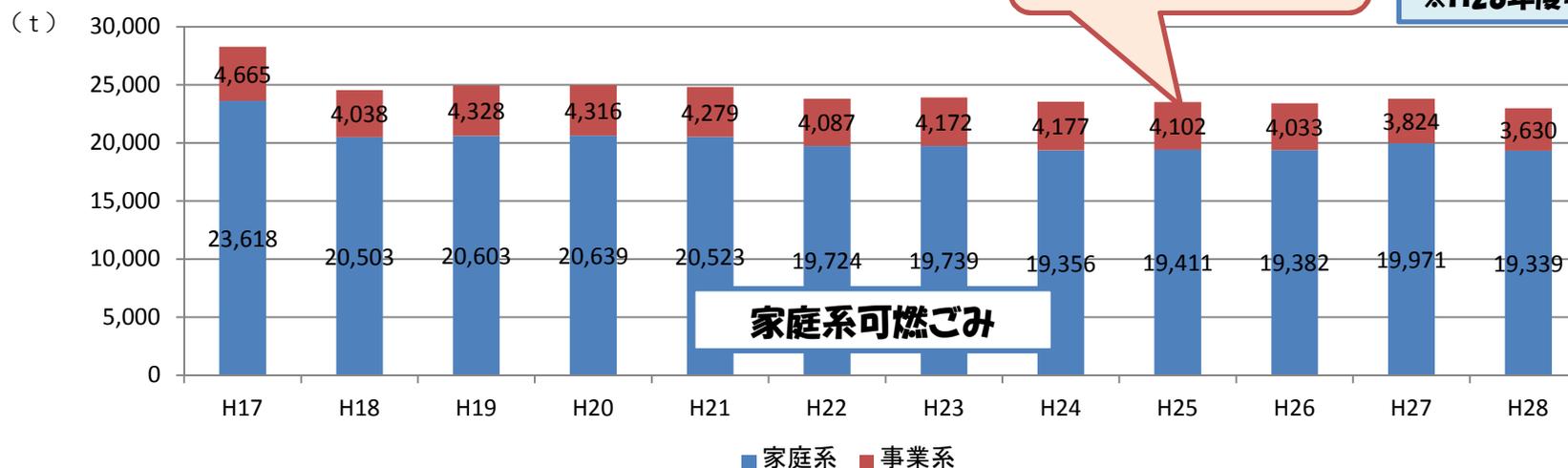
■産業廃棄物に該当するもの

⇒建設廃材、食料品製造業等から出る食品残さ物(パンくず、おから、コーヒーかすなど)

⇒会社の従業員が飲んだ空缶や空びん、ペットボトル

⇒会社で使用していた電化製品や机、椅子、ロッカー、ボールペンなど

舞鶴市の事業系一般廃棄物の推移

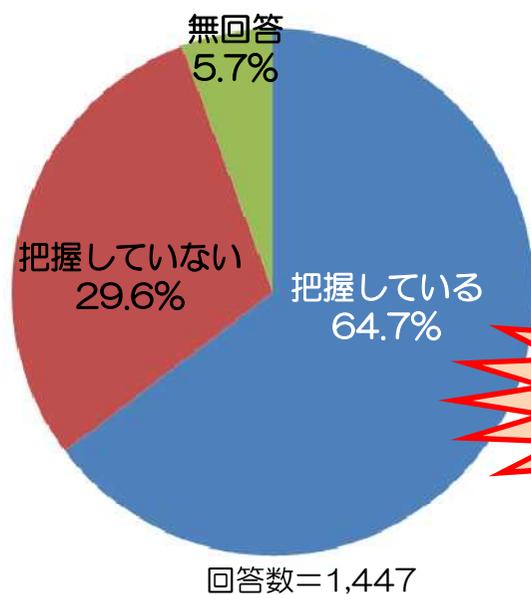


②-2 舞鶴市における事業系ごみの課題

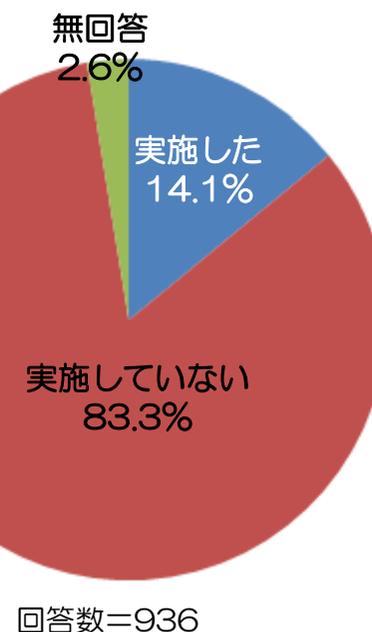
- ★事業系可燃ごみ量が正確に把握できていない
- ★事業系ごみの中身(組成)が把握できていない

事業系可燃ごみの把握について(他自治体の状況)

事業系可燃ごみの量の把握



事業系可燃ごみの組成調査の有無



まずは正確な量の把握から
取り組む必要がある

出典:公益財団法人 古紙再生促進センター
(平成26年度地方自治体紙リサイクル施策調査報告書)

③-1 自治体による事業系ごみ減量の取り組み

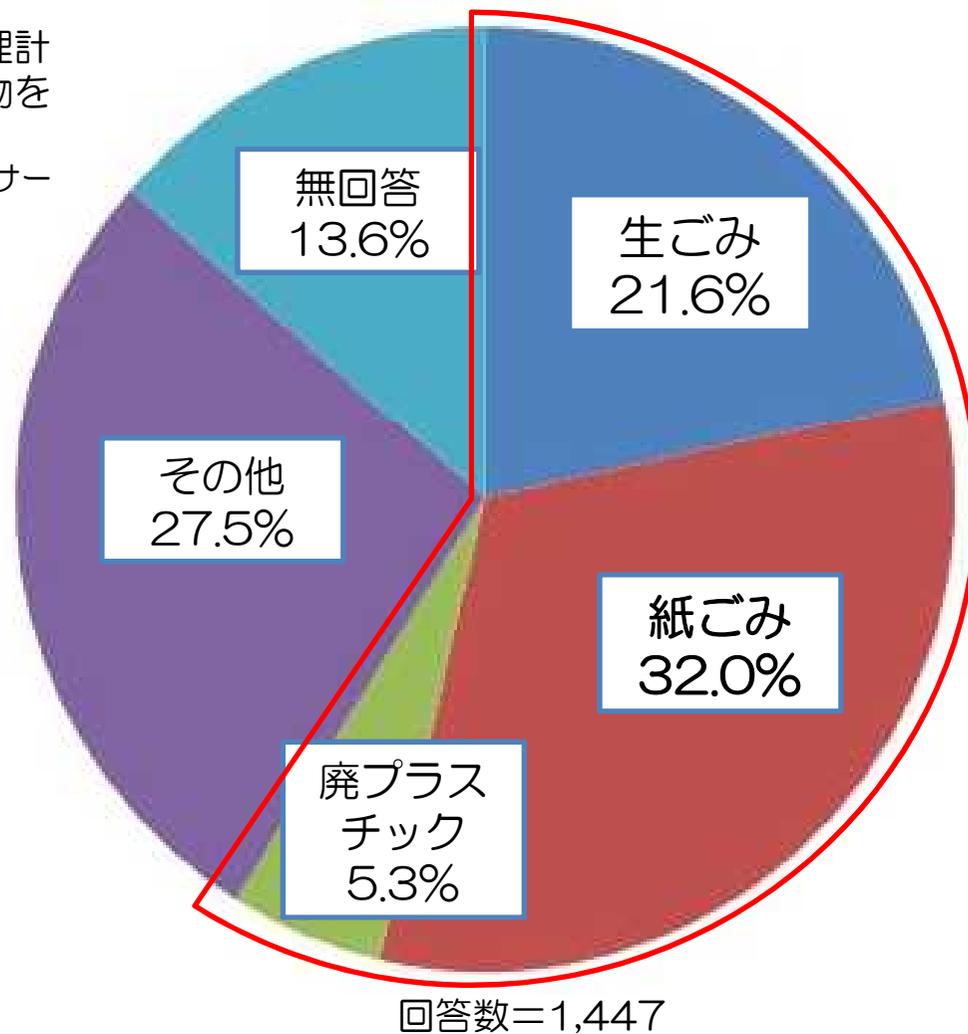
自治体による事業系ごみに対する取り組みの方向性

【問】自治体で作成している「一般廃棄物処理計画」で、事業系一般廃棄物についてどの資源物をターゲットに減量化を進めていく予定ですか。
※シングルアンサー

【その他の主な記述】

- 特定の品目をターゲットにしていない (12.1%)
- 事業系一般廃棄物全般 (3.9%)
- 資源物全般 (2.3%)
- 紙ごみを含む複数をターゲットにしている (1.9%)
- 可燃ごみ (0.8%)

生ごみ・紙ごみへの対策が過半数を占めている



③-2 自治体による事業系ごみ減量の取り組み

施設内での搬入物検査や展開検査

事業者が焼却施設へ持ち込んだ内容物の確認や一般廃棄物収集運搬許可業者を対象とした展開検査の実施

※悪質なルール違反に対しては、罰則として搬入停止措置や過料など

資源化可能な古紙の搬入禁止

段ボールや新聞紙などの資源化可能な事業系の古紙については、焼却処理施設への搬入を禁止

搬入許可証、搬入予約制

処理施設へごみを持ち込む場合に、搬入許可証の発行や予約制とし、市外からの持ち込みや不適正排出者を抑制

多量排出者に対する取り組み

一定規模以上の事業者に対して、減量目標値を設定した事業系一般廃棄物の減量計画の策定を義務付け

③-3 自治体による事業系ごみ減量の取り組み

施設内での搬入物検査や展開検査

⇒事業者が焼却施設へ持ち込んだ内容物の確認や一般廃棄物
収集運搬許可業者を対象とした展開検査の実施

※悪質なルール違反に対しては、罰則として搬入停止措置や過料など

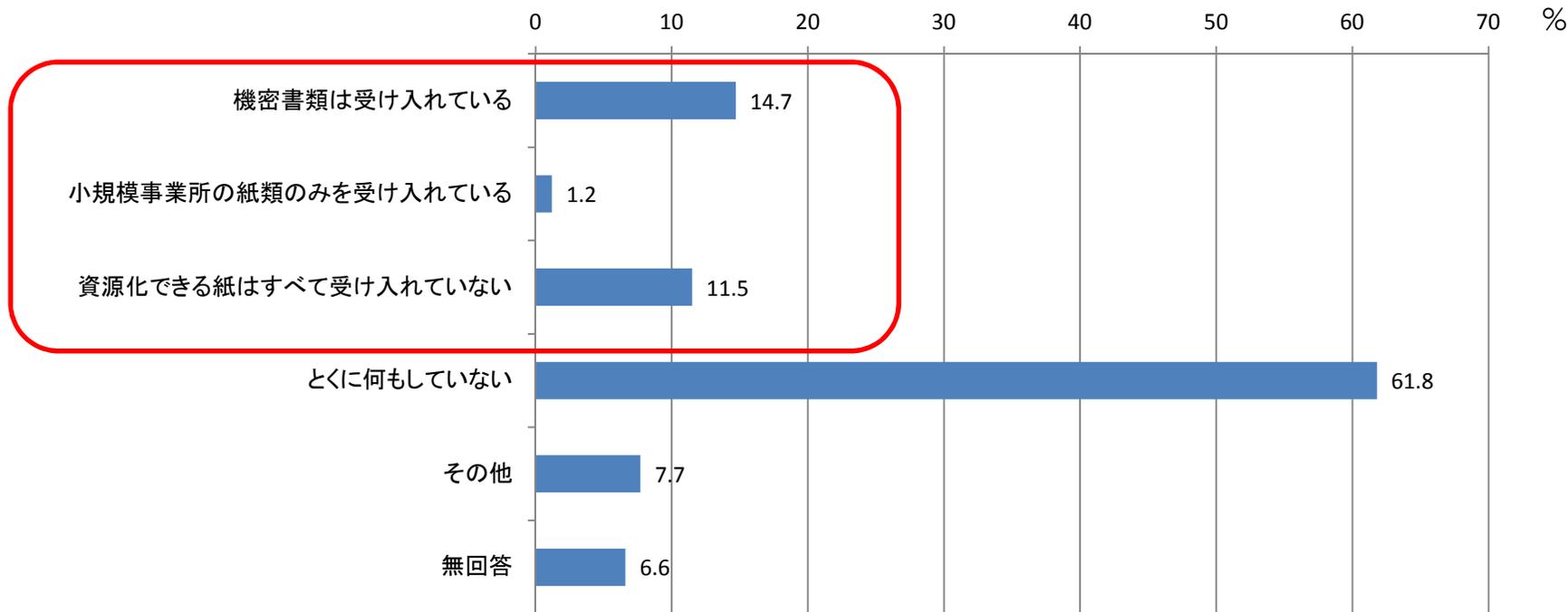
京都府下14市の状況（平成29年11月現在）

京都府下	事業系内容物の確認	展開検査
14市 (舞鶴市除く)	8市	8市
	検討中1市	検討中2市

③-4 自治体による事業系ごみ減量の取り組み

焼却施設への資源化できる紙の搬入規制

事業系可燃ごみの中の資源化できる紙の搬入規制の割合



【その他】の主な記述内容

回答数=1,447

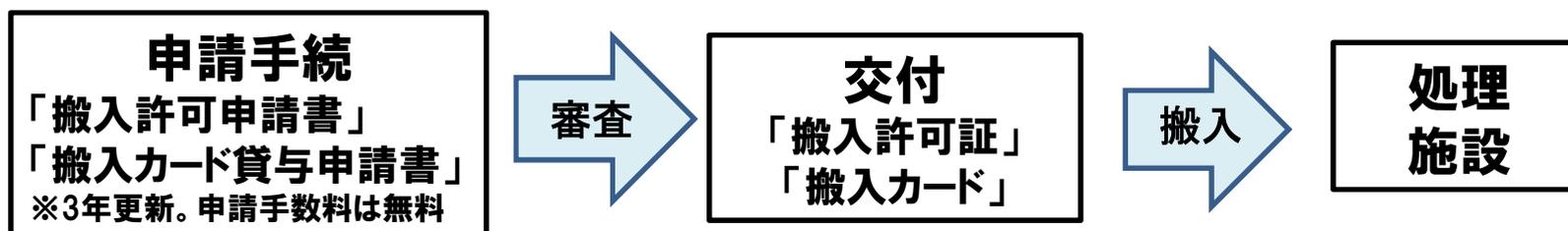
- 焼却施設を保有していない: 31件
- 資源物を分別するよう指導している: 21件
- 焼却施設などで分別して受け入れている: 11件
- 広域一部事務組合が行っている: 10件

③-5 自治体による事業系ごみ減量の取り組み

搬入許可証、搬入予約制

(福知山市の例)

- ★事業所のごみを施設へ搬入する場合は、事前に搬入許可申請が必要
- ★申請書には、会社名、ごみの種類、搬入予定量、運搬車両等を記入



多量排出者に対する取り組み

(他市の事例)

- ★事業系一般廃棄物の排出量を月1トン以上から排出する事業者を多量排出事業者と定める
- ★多量排出事業者に、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出、廃棄物管理責任者の選任・届出を義務付け
 - ※前年度のごみ処理実績と当該年度の処理計画を記載し、ごみの現状について把握し、ごみの発生抑制や再資源化を推進し、ごみの減量を図る一助とするもの。

④ 事業者によるごみ減量・資源化の取組事例

(株)東芝 浜川崎工場(製造業)

【部署単位で廃棄物の排出量に応じて処理費用を負担】

- 2007年から部署単位で廃棄物の排出量・品目を把握して、その量に応じた処理費用を負担する取組を実施。
 - 廃棄物を排出する場合は、各部署で分別した品目ごとに専用の袋に入れ、部署名を記載して排出。処理料金を各部署の事業予算から支出。
- ⇒ 排出量の減量化を進めることで、各部署で廃棄物処理以外に使える事業予算が増える。
- ⇒ 排出量に応じて部署ごと処理料金を負担することで「廃棄物排出量の削減と分別の徹底＝コスト削減」の意識が高まり、ごみの減量が推進される。

パイオニア(株)本社(製造業)

【多品目にわたる分別排出の徹底】

- パイオニア本社では、社内で発生する廃棄物を約40品目に分別。
 - 生活系の廃棄物(紙類や缶、ペットボトルなど)は各フロアにある集積所に排出。梱包材や試作品の廃棄物については、ストックヤード(1箇所)に集積。
 - 排出された廃棄物の分別が適正に行われていない場合は、環境活動事務局が、環境担当者会議、電子メール等にて教育・指導を行い、分別の徹底を推進。
 - 社内の全員に定期的に分別に関する教育を実施するほか、社内WEB上で、廃棄物の減量に関しての取組や月ごとの有価物の売却益などの情報を発信し、廃棄物に関する社員の意識向上を図る。
- ⇒ 資源化量の増加が見込めるとともに、有価物として売却する量も増加するため、コスト面でのメリットも生じる。また、情報を周知することで、分別を実施する社員の意識向上につながる。

⑤ 本市での今後の取り組み案

- 事業者ごみの減量・資源化啓発、さらなる実態把握
- 施設搬入時の展開検査、指導など
- 焼却処理施設への紙ごみの搬入規制
- 施設持込みに対する搬入許可証、搬入予約制
- 多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付け
- 資源化ルート確保